

## 地域の中小企業・小規模企業への支援充実を求める意見書

我が国の経済は、様々な構造変化に直面している。こうした中、持続的かつ実質的な経済成長を実現し続けるためには、経済の新陳代謝とイノベーションが不可欠であり、中小企業・小規模企業はその重要な役割を担っている。現在、中小企業・小規模企業は国内の企業数の9割以上を占め、その従業者数は雇用全体の約7割を占めていることから、日本経済の担い手として中小企業・小規模企業が確実に活躍・発展できる環境を整備していくことが重要である。その一方で、中小企業・小規模企業は低い開業率、経営者の高齢化、人手不足、事業承継等、多くの課題に直面している。

よって、国においては、競争力の高い中小企業・小規模企業や創業間もない中小企業・小規模企業への支援を一層充実させるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 小規模企業振興基本法等の理念の具体化を図る支援策の充実や社会保険料事業主負担の軽減など、中小企業・小規模企業が正社員の雇用を維持・拡大するために必要な施策を実施すること。
- 2 中小企業・小規模企業に関連する予算及び支援税制を充実させるとともに、連帯保証人制度を見直して第三者保証を厳しく規制するなど、中小企業・小規模企業の資金繰り支援を強化すること。
- 3 中小企業・小規模企業の育成・発展や雇用の維持・拡大に悪影響を与える外形標準課税の中小企業への適用は行わないこと。
- 4 中小企業憲章の理念の実践はもとより、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、ODAを活用した海外展開支援などを一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
宛て

福島県議会議長 吉田栄光